

名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度要綱

(施行 平成17年 5月 2日)
(第一次改正 平成18年12月 1日)
(第二次改正 平成20年12月 1日)
(第三次改正 平成21年 3月30日)
(第四次改正 平成21年 7月31日)
(第五次改正 平成24年 4月 1日)
(第六次改正 令和 2年12月 1日)

(目的)

第1条 この要綱は、都心部への過度な自動車交通の流入の抑制、公共交通機関の利用促進及び環境負荷の軽減を目的とする名古屋市パークアンドライド駐車場整備計画（平成17年3月31日策定）におけるパークアンドライド駐車場整備等の推進を図るために、市域周辺等の対象駅等付近の駐車場をパークアンドライド駐車場として認定することをもって、パークアンドライドの推進に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パークアンドライド駐車場

都心部に存する事業所に通勤する市民等が自動車から公共交通機関に乗り換えるために自動車を一時的に駐車する駐車場

(2) 対象駅等

自動車から公共交通機関に乗り換える駅等のうち、次の要件に該当するもので別表第1に掲げる駅等

ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行う鉄道事業の駅のうち、市長がパークアンドライド駐車場の整備を推進することが適当であると認める駅

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第1号に規定する都市高速鉄道の駅のうち、市長がパークアンドライド駐車場の整備を推進することが適当であると認める駅

ウ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者が行う定期路線バスの停留所のうち、市長がパークアンドライド駐車場の整備を推進することが適当であると認める停留所

(3) 整備型パークアンドライド駐車場

対象駅等付近において整備し又は既に整備した駐車場であって、その全部又は一部を平日にパークアンドライド駐車場として利用させるもの

(4) 店舗利用型パークアンドライド駐車場

対象駅等付近の大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」

という。)第2条第2項に規定する大規模店舗(以下「大規模店舗」という。)、大規模店舗以外の店舗又は商店街組合(以下「大規模店舗等」という。)に附属する駐車場であつて、その一部を平日にパークアンドライド駐車場として利用させるもの

(5) 郊外契約型パークアンドライド駐車場

対象駅等付近において整備し又は既に整備した駐車場であつて、その全部又は一部を都心部に存する百貨店等と契約することによりパークアンドライド駐車場として利用させるもの

(認定の対象となる駐車場)

第3条 この要綱によりパークアンドライド駐車場として認定を受けることができる駐車場は、整備型パークアンドライド駐車場にあつては別表第2、店舗利用型パークアンドライド駐車場にあつては別表第3、郊外契約型パークアンドライド駐車場にあつては別表第4に掲げる認定基準に適合するものとする。

2 パークアンドライド駐車場として認定を受けようとする駐車場の所有者等(以下「所有者等」という。)が名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合は、認定を受けようとする駐車場が前項の規定に該当する駐車場であっても、認定の対象としない。

(認定申請)

第4条 所有者等は、認定申請書(第1号様式)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 案内図
- (3) 駐車場平面図
- (4) 計画概要書(第2号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 大規模店舗に附属する駐車場をパークアンドライド駐車場とする場合にあっては、大店立地法第6条第2項の規定による変更届出書の写しを添えるものとする。

(認定)

第5条 市長は、前条の規定により認定の申請があつたときは、すみやかにその内容の審査を行い、第3条に規定する認定基準に適合しているときは、パークアンドライド駐車場として認定するとともに、認定通知書(第3号様式)に申請書の副本を添えて申請者にその旨を通知するものとする。

(パークアンドライド駐車場の広報)

第6条 市長は、前条の規定によりパークアンドライド駐車場の認定をしたときは、当該駐車場に関する事項を、市ホームページへ掲載する等の広報を実施するものとする。

(認定パークアンドライド駐車場の利用)

第7条 第5条の規定によりパークアンドライド駐車場の認定を受けた駐車場（以下「認定パークアンドライド駐車場」という。）を利用する者（以下「駐車場利用者」という。）は、原則として都心部に存する事業所に通勤等する者でなければならない。

2 認定パークアンドライド駐車場の所有者等（以下「認定事業者」という。）は、駐車場利用者が前項の規定に適合している旨を確認し、かつ、その旨を市長に報告するものとする。

3 認定事業者は、認定パークアンドライド駐車場の最寄りの駅等を運行する公共交通機関の運行時間帯にあっては、原則として駐車場利用者に当該駐車場を利用することができるようにするものとする。

4 前3項の規定は、郊外契約型パークアンドライド駐車場については適用しない。

(認定済標識の掲示)

第8条 認定事業者は、第5条の規定による認定を受けたときは、すみやかに認定済標識（第4号様式）を認定パークアンドライド駐車場の出入口の見やすい箇所に掲示しなければならない。

2 前項の認定済標識は市長が認定事業者に貸与するものとする。

(変更の申請)

第9条 認定事業者は、第4条第1項の規定により申請した内容を変更しようとするときは、すみやかに認定変更申請書（第5号様式）の正本及び副本にそれぞれ同項各号に掲げる書類等のうち変更しようとする事項に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による申請があったときに準用する。

第10条 (削 除)

(廃止の届出)

第11条 認定事業者は、認定パークアンドライド駐車場を廃止するときは廃止届（第7号様式）を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、パークアンドライド駐車場の認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき
- (2) 第3条第1項に規定する認定基準に適合しなくなったとき
- (3) 第3条第2項に該当することとなったとき又は第4条第1項の申請をした当時に第3条第2項に該当していたことが判明したとき
- (4) 前各号に定めるほか、認定パークアンドライド駐車場として認定しておくことが適当でないと認められたとき

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、認定取消通知書（第8号様式）

により認定事業者に通知するものとする。

（認定済標識の返還）

第13条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条に規定する認定済標識をすみやかに市長に返還しなければならない。

- （1）第11条の規定により、認定パークアンドライド駐車場を廃止したとき
- （2）第12条第1項の規定により、パークアンドライド駐車場の認定を取り消されたとき

（報告）

第14条 市長は、認定事業者に認定パークアンドライド駐車場の利用状況等について、報告を求めることができる。

- 2 認定事業者は、前項の規定により認定パークアンドライド駐車場の利用状況等について報告を求められたときは、利用状況等報告書（第9号様式）により、すみやかに市長に報告しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にパークアンドライド駐車場として利用されている駐車場の部分については、この要綱の規定を適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存するこの要綱による改正前の名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度要綱の規定に基づき認定を受けた認定パークアンドライド駐車場は、この要綱による改正後の名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度要綱の規定に基づいて認定されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 21 年 7 月 31 日より施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱の改正前の名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度要綱（平成 17 年 5 月 2 日住宅都市局長決裁。以下「旧要綱」という）第 4 条第 1 項の規定に基づく申請は、改正後の名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度要綱（以下「新要綱」という）の規定に基づいて申請されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱第 5 条（第 10 条第 4 項の規定に基づき準用する場合を含む。）の規定に基づき認定された整備型パークアンドライド駐車場、店舗利用型パークアンドライド駐車場及び郊外契約型パークアンドライド駐車場は、新要綱の規定に基づき認定されたものとみなす。
- 4 この要綱の規定に基づく認定の申請その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は平成24年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度要綱（平成17年 5 月 2 日住宅都市局長決裁。以下「旧要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく申請は、この要綱による改正後の名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて申請されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第 5 条の規定に基づいて認定された整備型パークアンドライド駐車場、店舗利用型パークアンドライド駐車場及び郊外契約型パークアンドライド駐車場は、新要綱の規定に基づき認定されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表第 1

公共交通機関が存する区	公共交通機関の名称	公共交通機関の駅等の名称
北 区	名鉄小牧線	味鋤駅
西 区	名鉄犬山線	上小田井駅
	地下鉄鶴舞線	上小田井駅
	城北線	小田井駅及び比良駅
中 川 区	関西本線	春田駅
	近鉄名古屋線	伏屋駅及び戸田駅
港 区	西名古屋港線	名古屋競馬場前駅、荒子川公園駅、稲永駅、野跡駅及び金城ふ頭駅
守 山 区	ゆとりーとライン	川村駅、白沢溪谷駅、小幡緑地駅、竜泉寺口停留所、竜泉寺停留所、吉根口停留所、下島停留所、吉根停留所、上島停留所、平池南停留所、太鼓ヶ根停留所、東尾張病院停留所、長廻間停留所、吉根住宅停留所、玉野川学園停留所、志段味スポーツランド停留所、穴ヶ洞停留所、島の口停留所、西小学校前停留所、荒田停留所、天王橋停留所、志段味支所前停留所及び中志段味停留所
	名鉄瀬戸線	小幡駅、喜多山駅及び大森・金城学院前駅
	J R 中央本線	新守山駅
緑 区	名鉄名古屋本線	鳴海駅、左京山駅、有松駅及び中京競馬場前駅
	J R 東海道本線	南大高駅
	名古屋市高速鉄道第6号	神沢駅及び徳重駅
名 東 区	市バス基幹2号	引山停留所
	地下鉄東山線	上社駅、本郷駅及び藤が丘駅
	東部丘陵線	藤が丘駅
天 白 区	地下鉄鶴舞線	植田駅、原駅及び平針駅

別表第 2

整備型パークアンドライド駐車場に関する認定基準

事 項	認 定 基 準
1 駐車場の位置	(1) パークアンドライド駐車場として整備し又は既に整備した土地の全部又は一部が名古屋市内に存すること。 (2) 駐車場の出入口が別表第 1 に掲げる公共交通機関の駅等の改札口等から歩行距離でおおむね500m以内に設置されていること。
2 駐車場の構造	(1) 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「令」という。）第 6 条の規定の適用を受ける場合にあつては、令第 7 条から第15条までの規定に適合すること。 (2) 前号の規定によらない場合にあつては、次の各号に掲げる

	構造及び設備を有すること。 ア 駐車場の出入口がおおむね令第 7 条に規定する構造であること。 イ 駐車場内に設置する車路が、おおむね令第 8 条の規定する構造を有すること。ただし、同条第 3 項第 2 号の規定は除く。 ウ 夜間において人の行動を視認できる程度の照度が確保されていること。 (3) 駐車の用に供する部分が駐車台数 1 台につきおおむね幅 2.3m 以上、奥行 5.0m 以上であること。
3 駐車場の管理	(1) 5 台以上をパークアンドライド駐車場として 1 年以上供用すること。 (2) 駐車場利用者に対し、自動車保管場所としての証明を行わないこと。

別表第 3

店舗利用型パークアンドライド駐車場に関する認定基準

要件事項	認 定 基 準
1 駐車場の位置	(1) パークアンドライド駐車場として利用させる駐車場若しくは当該駐車場を附属施設とする大規模店舗等の全部又は一部が名古屋市内に存すること。 (2) 駐車場の出入口が別表第 1 に掲げる公共交通機関の駅等の改札口等から歩行距離でおおむね 500m 以内に設置されていること。
2 駐車場の構造	(1) 令第 6 条の規定の適用を受ける場合にあっては、令第 7 条から第 15 条までの規定に適合すること。 (2) 前号の規定によらない場合にあっては、次の各号に掲げる構造及び設備を有すること。 ア 駐車場の出入口が、おおむね令第 7 条に規定する構造を有すること。 イ 駐車場内に設置する車路が、おおむね令第 8 条の規定する構造を有すること。ただし、同条第 3 項第 2 号の規定は除く。 ウ 夜間において人の行動を視認できる程度の照度が確保されていること。 (3) 駐車の用に供する部分が駐車台数 1 台につきおおむね幅 2.3m 以上、奥行 5.0m 以上であること。
3 駐車場の管理	(1) 5 台以上をパークアンドライド駐車場として 1 年以上供用すること。ただし、来店者の駐車場利用に支障を及ぼさない規模とすること。 (2) 駐車場利用者に対し、自動車保管場所としての証明を行わないこと。

(別表第4)

郊外契約型パークアンドライド駐車場に関する認定基準

要件事項	認 定 基 準
1 駐車場の位置	(1) パークアンドライド駐車場として整備し又は既に整備した土地の全部又は一部が名古屋市内に存すること。 (2) 駐車場の出入口が別表第1に掲げる公共交通機関の駅等の改札口等から歩行距離でおおむね500m以内に設置されていること。
2 駐車場の構造	(1) 令第6条の規定の適用を受ける場合にあつては、令第7条から第15条までの規定に適合すること。 (2) 前号の規定によらない場合にあつては、次の各号に掲げる構造及び設備を有すること。 ア 駐車場の出入口は、おおむね令第7条に規定する構造を有すること。 イ 車路は、おおむね令第8条の規定する構造を有すること。ただし、同条第3項第2号の規定は除く。 ウ 夜間において人の行動を視認できる程度の照度が確保されていること。 (3) 駐車のために供する部分は駐車台数1台につきおおむね幅2.3m以上、奥行5.0m以上であること。
3 駐車場の管理	(1) 駐車場利用者に対し、自動車保管場所としての証明を行わないこと。
4 契約する百貨店等	(1) 契約する百貨店等の所在地が都心部に存すること。

年 月 日

認 定 申 請 書

(あて先) 名古屋市長

申請者 住 所
フ リ ガ ナ
氏 名
生 年 月 日
(団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び生年月日)
連 絡 先

名古屋市パークアンドライド駐車場認定要綱第4条第1項の規定により、認定を受けたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 駐 車 場 の 名 称	
2 駐 車 場 の 所 在 地	
3 認 定 型 式 の 区 分	
4 大 規 模 店 舗 等 の 名 称 及 び 所 在 地	※認定型式の区分が店舗利用型の場合に限る。
5 供 用 台 数	台
6 供用開始予定年月日	年 月 日
7 駐車を管理する者の 氏名又は名称並びに代 表者氏名、事業所の所 在 地 及 び 連 絡 先	
8 備 考	

名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度要綱第12条第1項各号の規定に該当するときは、パークアンドライド駐車場の認定を取り消すことがあります。

上記事由を確認する必要がある場合には、認定申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

第2号様式

計 画 概 要 書

(第1面)

1 パークアンドライド駐車場の位置等

(1) 申請者の氏名又は名称 及び代表者氏名	
(2) 所在地	
(3) 用途地域、地区	
(4) 最寄りの公共交通機関及び駅 等の名称	①公共交通機関の名称 ②公共交通機関の駅等の名称
(5) 最寄りの公共交通機関の駅等 における運行状況	①始発時分 午前・午後__時__分 ②終着時分 午前・午後__時__分
(6) 最寄りの公共交通機関の駅等 から駐車場までの距離等	おおむね__m (所要時間__分)

2 パークアンドライド駐車場の規模等

(1) 駐車場とする区域の面積	_____m ²
(2) パークアンドライド駐車場の用に供 する部分の面積及び台数	①面積 _____m ² ②台数 _____台
(3) 駐車場法施行令第7条から第15 条までの規定の適用の有無	有 ・ 無

3 パークアンドライド駐車場の構造等

事 項	駐車場施設の計画又は状況の概要
(1) 自動車・利用者が利用する 出入口の設置の計画又は状況	
(2) 車路の幅員・仕上げ等 の計画又は状況	
(3) 駐車の用に供する部分の幅、 奥行き等の計画又は状況	
(4) 避難施設の設置の計画又は 状況（建築物の場合に限る）	
(5) 防火区画の設置の計画又は 状況（建築物の場合に限る）	
(6) 換気設備の設置の計画又は 状況（建築物の場合に限る）	

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

(第2面)

事 項	駐車場施設の計画又は状況の概要
(7) 照明施設の設置の計画又は状況	
(8) 警報装置の設置の計画又は状況	
(9) 特殊装置の設置の計画又は状況	

4 大規模店舗等の概要（認定型式の区分が店舗利用型の場合に限る。）

(1) 大規模店舗等の名称	
(2) 大規模店舗等の所在地	
(3) 附属する駐車場における平日のピーク時利用台数及び利用率	ピーク時の利用台数 台 ピーク時の利用率 %
(4) パークアンドライド実施時でのピーク時利用台数・利用率(予測)	予測するピーク時利用台数 台 予測するピーク時利用率 %

5 契約する都心部の百貨店等の概要（認定型式が郊外契約型の場合に限る。）

(1) 都心部の百貨店等の名称	
(2) 都心部の百貨店等の所在地	

6 パークアンドライド駐車場の管理・運営の概要

(1) 駐 車 場 の 名 称	
(2) 駐車場の利用可能時間帯	
(3) 利 用 料 金 等	
(4) 管理運営等の計画の概要	
(5) 駐車を管理する者の氏名又は名称並びに代表者氏名、事業所の所在地及び連絡先	

4 大規模店舗等の概要（認定型式の区分が店舗利用型の場合に限る。）

(1)大規模店舗等の名称	
(2)大規模店舗等の所在地	
(3) 附属する駐車場における平日の ピーク時利用台数及び利用率	ピーク時の利用台数 ピーク時の利用率 台 %
(4) パークアンドライト実施時での ピーク時利用台数・利用率(予測)	予測するピーク時利用台数 予測するピーク時利用率 台 %

5 契約する都心部の百貨店等の概要（認定型式が郊外契約型の場合に限る。）

(1) 都心部の百貨店等の名称	
(2) 都心部の百貨店等の所在地	

6 パークアンドライト駐車場の管理・運営の概要

(1) 駐 車 場 の 名 称	
(2) 駐車場の利用可能時間帯	
(3) 利 用 料 金 等	
(4) 管理運営等の計画の概要	
(5) 駐車を管理する者の氏名 又は名称並びに代表者氏名、 事業所の所在地及び連絡先	

第3号様式

年 月 日	
認 定 通 知 書	
様 名古屋市長	
年 月 日付であった認定申請については、下記のとおり認定しましたので、名古屋市パークアンドライト駐車場認定制度要綱第5条（第9条第2項の規定を準用する場合を含む。）の規定により通知します。	
記	
1 認 定 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
2 駐 車 場 の 名 称	
3 駐 車 場 の 所 在 地	
4 認 定 型 式 の 区 分	
5 供 用 台 数	台
6 認 定 の 内 容	
7 備 考	

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。



備考 大きさは縦40センチメートル横40センチメートルとする。

年 月 日

認定変更申請書

(あて先) 名古屋市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
生 年 月 日
(団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び生年月日)
連 絡 先

年 月 日付第 号により認定を受けた認定パークアンドライド駐車場について、認定を受けた内容の一部を下記のとおり変更したいので、名古屋市パークアンドライド駐車場認定要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 駐 車 場 の 名 称	
2 駐 車 場 の 所 在 地	
3 認 定 型 式 の 区 分	
4 大 規 模 店 舗 等 の 名 称 及 び 所 在 地	※認定型式の区分が店舗利用型の場合に限る。
5 変 更 す る 認 定 の 内 容	
6 変 更 す る 理 由	
7 備 考	

名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度要綱第12条第1項各号の規定に該当するときは、パークアンドライド駐車場の認定を取り消すことがあります。

上記事由を確認する必要がある場合には、認定変更申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

年 月 日

廃 止 届

(あて先) 名古屋市長

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
連 絡 先

年 月 日付第 号で認定を受けた認定パークアンドライド駐車場について、下記のとおり廃止しますので、名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度要綱第11条の規定により届け出ます。

記

1 駐 車 場 の 名 称	
2 駐 車 場 の 所 在 地	
3 認 定 型 式 の 区 分	
4 廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
5 廃 止 す る 直 前 の 利 用 台 数	台
6 廃 止 す る 理 由	
7 駐 車 場 を 管 理 し て いた者の氏名又は 名称並びに代表者 氏名、事業所の 所在地及び連絡先	
8 備 考	

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

年 月 日 認 定 取 消 通 知 書 様 名古屋市長 年 月 日付第 号で認定した認定パークアンドライト駐車場 について、名古屋市パークアンドライト駐車場認定制度要綱第12条第1項の規定に基づき認定 を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。 記	
1 認定取消年月日	年 月 日
2 駐車場の名称	
3 駐車場の所在地	
4 認定型式の区分	
5 認定を取り消す理由	

年 月 日

利 用 状 況 等 報 告 書

(あて先) 名古屋市長

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
連 絡 先

年 月 日付第 号で認定を受けた認定パークアンドライド駐車場の利用状況等について、名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 駐 車 場 の 名 称	
2 駐 車 場 の 所 在 地	
3 認 定 型 式 の 区 分	
4 大 規 模 店 舗 等 の 名 称 及 び 所 在 地	※認定型式の区分が店舗利用型の場合に限る。
5 供 用 台 数	台
6 駐車を管理する者の氏名又は名称並びに代表者氏名、事業所の所在地及び連絡先	
7 利 用 状 況 等	

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。